



OZON & SPIRAL 会場利用規則 1

1. 営業期間

毎年1月1日より12月31日といたします。

2. 利用時間

原則として午前10時からの連続した12時間といたします。

- (1) 利用時間は契約時に確定して頂きます。
- (2) 利用時間は事前の準備、設営および終了後の撤去など一切の時間を含みます。
- (3) 準備、設営、リハーサル、撤去のみでの利用についても使用料を申し受けます。
- (4) 延長使用の場合は、準備、設営、リハーサル、本番、撤去に閑わらず、別に定める規定の延長料金を申し受けます。

※ 但し、時間外、延長の使用は、事前に担当者の承諾を得た場合に限ります。

3. 利用の条件

- (1) 利用者は、行事の運営についてすべての責任を負っていただきます。(事前の準備、設営および終了後の撤去を含みます。)
- (2) 入場者の受付、人員整理、誘導、会場の警備、控え室での盗難、その他運営中の事故防止も利用者の責任において対処して頂きます。
- (3) 利用者は、法令に定められた届け出、およびその他必要とされる書類を関係諸官公庁によって指定された期日までに関係諸官公庁に提出し、承認を得ていただきます。
- (4) 利用者は、(株)オゾン・コーポレーションが指定した期日までに、入場者および関係者の安全ならびに警備、防災等、行事にかかる警備計画書等、(株)オゾン・コーポレーションが必要とするものを作成して(株)オゾン・コーポレーションに提出していただきます。

※ なお、万一の場合に備えて保険に加入しておくことをお勧めします。

4. 申込方法

- (1) 利用希望者は「利用申込書」に必要事項を記入し、行事の目的、内容等を記した書面と合わせて(株)オゾン・コーポレーションに提出していただきます。電話等による口頭の申込、あるいは代行業者等によるものには応じかねます。
- (2) 申込は利用予定日の6ヶ月から受け付けるものといたします。
- (3) (株)オゾン・コーポレーションは利用希望者より提出された利用申込に対し、受諾か否かの返事をさせていただきます。
- (4) 申込の承認を得た利用希望者は、所定の使用料(別項に定める)の50%を払い込んでいただきます。
- (5) 利用希望者は利用予定日の1ヶ月前までに残りの50%を払い込んでいただきます。
- (6) 利用予定日の1ヶ月以内の申込に対しては、申込の承認を得られた時点で、所定の使用料を払い込んでいただきます。
- (7) ご入金済みの予約金、その他使用料は、災害その他特別の事情により営業が出来ないと認めた以外は、お返しできませんので予めご了承下さい。

5. 利用の承認基準

次の場合は利用を認めません。

- (1) 公序良俗に反するか、またはそのおそれがあるとき。
- (2) 喧騒が予想され、場内外の秩序を乱し、事故のおそれがあるとき。
- (3) 建物または施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団体または事業内容が明確でない団体、もしくはその関係者が主催、共催、後援もしくは協賛する行事に利用するとき。
- (5) その他、(株)オゾン・コーポレーションが不適当であると認めたとき。

6. 承認の取消、利用の中止、再利用の禁止

次の場合には利用の承認を取り消し、利用の中止を命じ、または再利用を禁止することがあります。

- (1) 「利用申込書」に虚偽の記載事項があったとき。
- (2) 使用の権利を他人に譲渡、又は転貸したとき。
- (3) 正当の手続きによらないで利用の目的、内容等を変更したとき。
- (4) (株)オゾン・コーポレーションが承認した利用の目的、内容と著しく異なるとき。
- (5) 所定の期日までに使用料を納入しないとき。
- (6) 第3項2号に該当する関係諸官公庁の承認を得ていないとき。
- (7) 第5項各号に該当する行為または行事があるか、もしくは予想されるとき。



OZON & SPIRAL 会場利用規則 2

7. 利用目的、内容等の変更

申込書提出後に利用の目的、内容等が変更になった場合は、(株)オゾン・コーポレーションに届け出後、承認を得ていただきます。

8. 利用上の禁止事項

利用者は次の行為を行なつたり、行なわせたりしてはならない。

- (1) 場内への危険物、火気及び違法薬物等の持ち込み。
- (2) 所定の場所以外での喫煙。
- (3) 下駄、サンダルなどでの入場。
- (4) 飲食物の持ち込み。
- (5) 場内外での寄付行為、宣伝行為、物品販売。
- (6) 場内外でのチラシ、ポスター等の配布、掲示。
- (7) 場内外での旗、のぼり等の掲揚。看板等の設置。
- (8) 場内へのペット等動物の持ち込み。
- (9) 会場近隣へ迷惑となる行為。
- (10) その他(株)オゾン・コーポレーションが不適当と認めた行為。

※但し、前号(1)および(2)については、中消防署の許可を受けた場合はこの限りではありません。

※但し、前号(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)について、あらかじめ(株)オゾン・コーポレーションが承認したものについてはこの限りではありません。

9. キャンセルについて

ご契約成立後のキャンセルにつきましては、予約金の返金は基本的にいたしません。また、ご利用日より1ヶ月以内でのキャンセルは会場使用料の100%、2ヶ月以内でのキャンセルは会場使用料の50%をお支払い下さい。

10. 警備

- (1) 利用期間中、特に観客の入退場時は、ビル内の他のテナント、及び近隣に迷惑がかからないよう、必ず係員を配置して誘導して下さい。
- (2) ゴミを散らかしたり、騒いだりする人が無いように係員が巡回して指導して下さい。
- (3) 違法駐車をしないよう指導して下さい。
- (4) 利用者は場内安全の為に入口において入場者による危険物(ガソリン、アルコール等の可燃物やナイフ等の刃物類他)や違法薬物の持ち込みを回避する為の確認をして下さい。
- (5) 所定の場所以外での喫煙、飲食等をしないこと、及び入場者に対してさせないで下さい。

11. その他の注意事項

- (1) 利用者は、利用者の責任と負担において、以下の事項を行って下さい。

機材、装置、道具類の搬入出。入場者の受付、人員整理、誘導、会場の警備整理、盗難や事故防止等の催事運営に関わる主催者が行う全ての事項。催事終了後の清掃及び現状復帰、催事に伴い発生したゴミ、廃材等の搬出。

(2) 会場利用に伴う人身事故及び盗難、破損事故に関して、(株)オゾン・コーポレーションは一切の責任を負いません。これらの事故により発生した人的、物的破損に対する賠償責任は、利用者側で負担して頂きます。

(3) 利用期間中、会場、その他の建物、音響機器、舞台装置、付帯設備、備品等を破損、または紛失した場合は実費を申し受けます。またそのことにより会場営業に損失が出た場合には、全額を保証していただきます。

(4) 天災不可抗力等、利用者の責によらない事由により、会場の使用が不可能になった場合は、使用料金は返金致します。ただし、この際の利用者側で発生する損害については、一切の責任を負いません。

(5) 会場の承諾を得ずに、掲示、物品の販売及び配布、宣伝、録音、寄付行為等は出来ません。事前に会場側担当者と打ち合わせを願います。また、場内での物品販売、サンプリングに際しては、所定の手数料を申し受けます。

(6) 利用はあらかじめ非常口の所在、非常扉の開き方を確認し非常事態に備えてください。

(7) 本規則は、2005年9月1日現在のものです。尚、予告なく変更することがあります。